

夢・未来 輝く福山 100周年



福山市ばらのイメージ
キャラクター「ローラ」

基準緩和型訪問・通所サービスについて

福山市保健福祉局
長寿社会応援部高齢者支援課

介護予防・日常生活支援総合事業のうち 訪問型・通所型サービスの類型について

【訪問型サービス】

①介護予防相当訪問サービス(現行相当サービス)⇒2015年(平成27年)4月1日から実施

②指定事業者による基準緩和型訪問サービス ⇒2016年(平成28年)4月1日から実施

③委託事業者による基準緩和型訪問サービス

④住民主体訪問サービス⇒2015年(平成27年)4月1日から実施

⑤短期集中予防訪問サービス⇒2015年(平成27年)4月1日から実施

※②指定事業者による基準緩和型訪問サービスを行うことができる者は、訪問介護又は介護予防相当訪問サービスの指定を受け、基準緩和型訪問サービスと訪問介護の事業又は指定介護予防相当訪問サービスとを同一の事業所において一体的に運営する法人とする。

【通所型サービス】

①介護予防相当通所サービス(現行相当サービス)⇒2015年(平成27年)4月1日から実施

②指定事業者による基準緩和型通所サービス ⇒2016年(平成28年)4月1日から実施

③委託事業者による基準緩和型通所サービス

④住民主体通所サービス⇒2015年(平成27年)4月1日から実施

⑤短期集中予防通所サービス⇒2015年(平成27年)4月1日から実施

※②指定事業者による基準緩和型通所サービスを行うことができる者は、通所介護又は介護予防相当通所サービスの指定を受け、基準緩和型通所サービスと通所介護の事業又は介護予防相当通所サービスとを同一の事業所において一体的に運営する法人とする。

基準緩和型訪問サービスの基本事項

【概要】

市が指定する介護事業者及び市が委託する民間事業者等が提供する，介護予防相当訪問サービスと比べ基準を緩和したサービス。サービス提供内容や人員基準等を緩和するもの。

【事業の基本方針】

利用者が可能な限りその居宅において，自立した日常生活を営むことができるよう，心身の状態等を踏まえながら，地域の住民等による支援等の多様なサービスの利用を促進し，自立のための生活支援を行うことにより，もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

【利用対象者】

①基本チェックリストに該当した第1号被保険者(事業対象者)

②要支援1・2の認定者

※ 介護予防ケアマネジメントに基づく

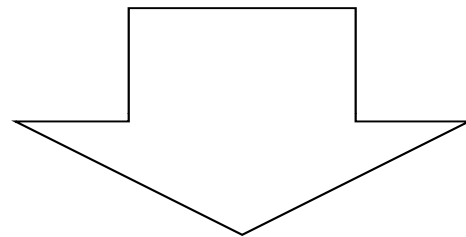
訪問サービスのサービス内容等

区分	介護予防相当訪問サービス (現行相当サービス)	基準緩和型訪問サービス (指定事業者)	基準緩和型訪問サービス (委託事業者)
提供者	指定事業者	<u>訪問介護又は介護予防 相当訪問サービスの指定 を受けている指定事業者</u>	委託事業者 (民間事業者・NPO法人・ 指定事業者等)
内容	訪問介護員による「身体介護」及び 「生活援助」 ※従前の介護予防訪問介護と同様 のサービス	生活支援員による「自立支援のため の見守りの援助」及び「生活援助」 ※自立支援のため、利用者の補助的 行為を中心とし、できることは利用者 にしてもらう。	生活支援員による「生活援助」のみ ※自立支援のため、利用者の補助的 行為を中心とし、できることは利用者 にしてもらう。
目的	○訪問介護員と関わりを持つことで 安心感と在宅生活を送るための自信 をつける。	○自分でできることを増やし周囲に関心を持って生活ができる。 ○「生きがいつくり、出番づくり、役割づくり」など目的意識を持ち自立した生 活をする。	
状態像	○自宅内ではなんとか自力で動けA DLも時間がかかるがほぼ自立して いる者 ○立位や歩行が不安定だが座位保 持はできる者 ○身体機能の低下や意欲低下があ り家事援助等に専門職(介護福祉士 等)の支援が必要な者	○ADLは自立し、IADLにおいては援助があることで、日常生活を営むことが 出来る者 ○近所程度は一人で外出ができる身体能力は有しているものの、一人での 外出に不安があったり、気力低下(うつ等)で閉じこもりの生活をしている者 ○人との関わりが少ない者 ○社会参加が難しい者	

基準緩和型訪問サービスに係るサービス提供の考え方等

基準緩和型訪問サービスを利用する者の状態像(再掲)

- ・ADLは自立し, IADLにおいては援助があることで, 日常生活を営むことができる者
- ・近所程度は一人で外出ができる身体能力は有しているものの, 一人での外出に不安があったり, 気力低下(うつ等)で閉じこもりの生活をしている者
- ・人との関わりが少ない者 ・社会参加が難しい者



効果的に生活機能の向上を図ることができるよう状態像を踏まえサービスを提供する。

サービス提供の考え方及び留意点

- ・利用者の状態像に応じ, 利用者の有する能力を活用できるような支援を行う。
- ・IADLにおける部分的な支援を行う。
- ・利用者の気力低下等による社会参加が難しい場合の見守り, 声かけ等の支援を行う。
- ・人や地域との関わりを増やすよう町内会の行事, 地域のサロン, 住民主体によるサービスや一般介護予防事業等への参加を促す。

訪問サービスに係る基準等

区分	介護予防相当訪問サービス (現行相当サービス)			基準緩和型訪問サービス (指定事業者)			基準緩和型訪問サービス (委託事業者)		
	区分	資格要件	配置要件	区分	資格要件	配置要件	区分	資格要件	配置要件
人員 基準	管理者	なし ※1	常勤専従1以上 ※1 ※2	管理者	なし	常勤専従1 以上 ※1	管理者	なし	常勤専従1以上 ※2
	サービス提供責任者	介護福祉士、看護師・実務者研修修了者、3年以上の実務経験を有する介護職員初任者研修修了者等 ※1	常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上 ※1 ※3	訪問事業責任者(指定)	介護福祉士、看護師・実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者等	必要数	訪問事業責任者(委託)	基準緩和型訪問サービスの資格要件に加え一定の研修修了者 ※1	1人以上必要数
	訪問介護員等	介護福祉士、看護師・実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者等 ※1	常勤換算2.5以上 ※1	生活支援員(指定)	介護福祉士、看護師・実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者等	必要数	生活支援員(委託)	基準緩和型訪問サービスの資格要件に加え一定の研修修了者 ※1	1人以上必要数
	※1 従前の介護予防訪問介護と同様の要件とする。 ※2 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※3 一部、非常勤職員も可			※1 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※「訪問介護利用者」及び「介護予防相当訪問サービス利用者」にはサービス提供責任者及び訪問介護員等が従事し、「基準緩和型訪問サービス利用者」には訪問事業責任者及び生活支援員が従事する。ただし、訪問介護員等は生活支援員を兼務することも可			※1 基準緩和型訪問サービスに係る資格要件に加え、 <u>一定の研修修了者が従事することも可。(研修は平成28年度中実施予定)</u> ※2 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能		
設備 基準	従前の介護予防訪問介護と同様の基準			介護予防相当訪問サービスと同様の基準			介護予防相当訪問サービスと同様の基準		
運営 基準	従前の介護予防訪問介護と同様の基準			介護予防相当訪問サービスの運営基準から「介護等の総合的な提供」を除いた基準			○個別サービス計画の作成 ○提供拒否の禁止 ○生活支援員の清潔の保持、健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○同居家族に対するサービス提供の禁止 ○身分を証する書類の携行 等		

訪問サービスに係る人員基準の補足

【生活支援員】

基準緩和型訪問サービスの利用者に対し、必要数を配置

※ 必要数は指定事業者において判断し、事業を運営するに当たって適正な配置を行うこととする。

※ 基準緩和型訪問サービスの運営は、訪問介護または介護予防相当訪問サービスと一体的に運営することが前提となっており、業務に支障がなければ、訪問介護または介護予防相当訪問サービスの「訪問介護員等」が基準緩和型訪問サービスの「生活支援員」を兼務しても差し支えない。従って、訪問介護員等＋生活支援員＝常勤換算2.5人以上の配置が最低基準となる。

【訪問事業責任者】

訪問事業責任者は必要数を配置(生活支援員が訪問事業責任者となることとする。)

※ 必要数は指定事業者において判断し、事業を運営するに当たって適正な配置を行うこととする。

※ 基準緩和型訪問サービスの運営は、訪問介護または介護予防相当訪問サービスと一体的に運営することが前提となっており、業務に支障がなければ、訪問介護または介護予防相当訪問サービスの「サービス提供責任者」が基準緩和型訪問サービスの「訪問事業責任者」を兼務しても差し支えない。

【配置例】

利用者：①訪問介護利用者20人，②介護予防相当訪問サービス利用者⇒20人，③基準緩和型訪問型サービス利用者⇒20人の場合の配置例

○サービス提供責任者⇒1人以上(①及び②に対しての配置)

○訪問事業責任者⇒必要数(③に対しての配置)

○訪問介護員等 常勤換算2.5人以上(①及び②に対しての配置)

○生活支援員 必要数(訪問介護員等が兼務可能)

訪問サービスのサービス単価及び利用回数等について

区分	介護予防相当訪問サービス (現行相当サービス)	基準緩和型訪問サービス (指定事業者)	基準緩和型訪問サービス (委託事業者)
利用回数	介護予防ケアマネジメントに基づく	週1回とする。	週1回とする。
提供時間	介護予防ケアマネジメントに基づく	1回につき45分～1時間とする。	1回につき45分～1時間とする。
サービス単価	週1回:1,168単位/月 週2回:2,335単位/月 週3回以上:3,704単位/月	9,000円/月 ※ 日割り請求有	7,000円/回 ※ 日割り請求有
加算	従前の介護予防訪問介護と同様の加算体系	加算無し	加算無し
利用者負担	サービス費の1割 ※一定以上の所得がある場合2割	サービス費の1割 ※一定以上の所得がある場合2割	サービス費の1割 ※一定以上の所得がある場合2割
サービスコード	A1 みなし指定事業者 A2 平成27年4月1日以降の指定事業者	A3	—
請求方法	国保連合会へ請求	国保連合会へ請求	市へ直接請求
ケアマネジメント類型	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントB
限度額管理	○	○	対象外
高額介護サービス	○	○	対象外
生活保護の介護扶助	○	○	○

基準緩和型通所サービスの基本事項

【概要】

市が指定する介護事業者及び市が委託するスポーツジムの運営する民間事業者等が提供する介護予防相当通所サービスと比べ基準を緩和したサービス。サービス提供内容や人員基準等を緩和するもの。

【事業の基本方針】

○指定事業者によるもの

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、他の利用者、地域の住民等と相互支援の関係を築くとともに、利用者の有する能力が生かされる場を設け、必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者の社会参加の促進及び生活機能の維持又は向上を目指すもの。

○委託事業者によるもの

運動等に特化した身体機能向上のためのサービスを提供することにより、要介護状態等となることの予防、要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活を営み、より活動的な生活が実現できるよう支援することを目的とする。

【利用対象者】

①基本チェックリストに該当した第1号被保険者(事業対象者) ②要支援1・2の認定者

※ 介護予防ケアマネジメントに基づく

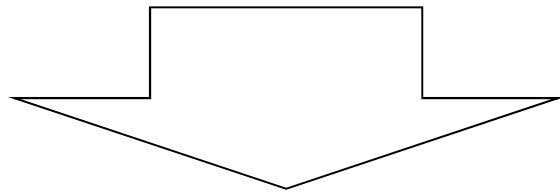
通所サービスのサービス内容等

区分	介護予防相当通所サービス (現行相当サービス)	基準緩和型通所サービス (指定事業者)	基準緩和型通所サービス (委託事業者)
提供者	指定事業者	<u>通所介護又は介護予防 相当通所サービスの指定を 受けている</u> 指定事業者	委託事業者 (スポーツジム・民間事業者・ NPO法人等)
内容	○従来の通所介護と同様のサービス、 身体的機能や生活機能向上のための 機能訓練	○入浴、排泄、食事等の介助を行わないサー ビス ○利用者の日常生活(利用者の有する能力 に応じた調理、洗濯、掃除等の業務の補助行 為)やレクリエーション、行事を通じて生活機 能の向上を図るもの	○事業所の空き時間等を活用した、運 動等、身体機能の向上に特化した自立 支援サービス
送迎	送迎を要する	送迎を要する	送迎を要する <u>但し、再委託を可とする。</u>
目的	○集団活動に参加し人との交流を図 る。 ○利用者本人が目的意識を持って身 体機能や生活機能向上のための訓練 を行う。	○利用者本人が目的意識を持ったうえで、生 活機能向上のための支援を行う。 ○近所は一人で外出でき、地域の人と交流し たり活動に参加できる。 ○「仲間づくり、生きがい、出番づくり、役割づ くり」など目的意識を持ち人や地域とのつなが りを深める。	○利用者本人が目的意識を持ったうえで 身体機能向上のための支援を行う。 ○近所は一人で外出でき、地域の人と 交流したり活動に参加できる。 ○「仲間づくり、生きがい、出番づくり、 役割づくり」など目的意識を持ち人や地 域とのつながりを深める。
状態像	○自宅内ではどうにか自力で動けAD Lもほぼ自立しているが外出時は介助 を要する者 ○身体機能の低下があり機能訓練や 生活改善等主に専門職の支援が必要 な者 ○意欲低下(うつ等)があり閉じこも りの生活で人との交流がない者	○身体的にはほぼ自立し、近所程度は一人 で外出ができる身体能力はあるが気力低下 (うつ等)で閉じこもりの生活をしている者	○身体的にはほぼ自立し、近所程度は 一人で外出ができる身体能力を保有し ており、さらに運動を行うことで自分 で出来ることの数を増やしたいという意欲 が伺える者

指定事業者による基準緩和型通所サービスにおける サービス提供の考え方等

○基準緩和型通所サービス(指定)を利用する者の状態像(再掲)

身体的にはほぼ自立し、近所程度は一人で外出ができる身体能力はあるが気力低下(うつ等)で閉じこもりの生活をしている者



効果的に生活機能の向上を図ることができるよう状態像を踏まえサービスを提供する。

○状態像を踏まえた、サービス提供の考え方・留意点

○利用者の自立支援に資するよう、利用者の能力に応じた調理、洗濯、掃除等の業務の補助行為(他の利用者に対する入浴、排泄、食事の介助その他の直接的な介護を除く)を通じ、自発的な動きができるよう支援し、生活機能の維持・向上を図る。

○利用者の仲間づくりや生きがいづくり等を目的に、利用者の有する能力に応じた「役割を創出するため」の運動やレクリエーションなどに積極的に参加できるように支援する。

○生活の目標をはっきりさせ、一人で外出する自信が持てるよう身体的・心理的な支援を行う。

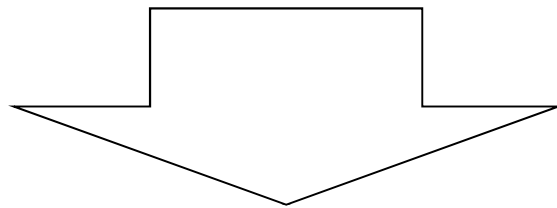
○利用者同士が配慮や援助ができるよう支援する。

○地域行事等への参加、住民主体によるサービス等の多様なサービスへの利用促進を図る等、社会参加につながるような支援を行う。

委託事業者による基準緩和型通所サービス におけるサービス提供の考え方等

○基準緩和型通所サービス(委託)を利用する者の状態像(再掲)

身体的にはほぼ自立し、近所程度は一人で外出ができる身体能力を保有しており、さらに運動を行うことで自分で出来ることの範囲を広げたいという意欲が伺える者



効果的に生活機能の向上を図ることができるよう状態像を踏まえサービスを提供する。

○状態像を踏まえた、サービス提供の考え方・留意点

○現状の身体能力を適切に把握し、その有する能力を最大限引き出せるようなプログラムによるサービスを提供する。

○生活の目標をはっきりさせ、一人で外出する自信が持てるよう身体的・心理的な支援を行う。

○利用者自身の自発性を高め、仲間づくりや生きがいを見つけられるよう支援する。

○利用者たちで準備や片付けなどを行う等、自発的な動きができるよう支援する。

○目的意識を持ってもらい運動に積極的に参加できるように支援する。

○利用者同士が配慮や援助ができるよう支援する。

通所サービスに係る基準等

区分	介護予防相当通所サービス (現行相当サービス)			基準緩和型通所サービス (指定事業者)			基準緩和型通所サービス (委託事業者)		
	区分	資格要件 ※1	配置要件 ※1	区分	資格要件	配置要件	区分	資格要件	配置要件
人員 基準	管理者	なし ※2	常勤・専従1以上 ※4	管理者	なし ※1	常勤・専従1以上 ※2	管理者	なし	常勤・専従1以上 ※1・2
	生活相談員	社会福祉士, 社会福祉主事 等	専従1以上	介護職員	なし	専従1に必要数を加えた数	運動従事者	PT, 健康運動指導士, 健康運動実践指導者及び民間資格保有者等(いずれも3年以上の運動指導の経験要)	専従1人以上
	看護職員	看護師または准看護師	専従1以上 ※4						
	介護職員	なし ※3	~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人につき専従0.2以上	※1 必ずしも基準緩和型通所サービス従業者(介護職員)でなくても良い。 ※2 支障がない場合, 同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能			運動補助者	なし	利用者数11~20人まで: 専従1人以上 以後, 利用者が10人増えるごとに専従で1人の補助者を追加
	機能訓練指導員	理学療法士, 作業療法士, 柔道整復師等	1人以上						
	※1 従前の介護予防通所介護と同様の要件とする。 ※2 必ずしも介護予防相当通所サービス従業者(生活相談員・看護職員・介護職員・機能訓練指導員)でなくても良い。 ※3 日常生活訓練及びレクリエーションについては, 介護職員でも可 ※4 支障がない場合, 同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能			※1 必ずしも基準緩和型通所サービス従業者(運動従事者, 運動補助者)でなくても良い。 ※2 支障がない場合, 同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能					
設備 基準	従前の介護予防通所介護と同様の基準			・指定基準緩和型通所サービスに必要な広さを有した食堂及び機能訓練室(基準緩和型通所サービスの定員×3㎡以上) ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定基準緩和型通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品			・事業を実施するために必要な広さを有したスペースの確保 ・事業を実施するのに必要な設備及び備品		
運営 基準	従前の介護予防通所介護と同様の基準			介護予防相当通所サービスと同様の基準			○個別サービス計画の作成 ○提供拒否の禁止 ○従業者の清潔の保持, 健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時, 緊急時等の対応 ○受給資格等の確認 ○地域包括支援センターとの連携 等		

通所サービスに係る人員基準の補足

【人員基準】

○介護職員

介護職員は1人以上必要数を配置。

※ 必要数は指定事業者において判断し、事業を運営するに当たって適正な配置を行うこととする。

※ 基準緩和型通所サービスの「介護職員」は、業務に支障がなければ通所介護または介護予防相当通所サービスの「介護職員」を兼任しても差し支えない。

【配置例】

利用者：①通所介護利用者20人，②介護予防相当通所サービス利用者⇒20人，③基準緩和型通所サービス利用者⇒20人の場合の配置例

○ ①と②に係る介護職員：専従6人以上

○ ③に係る介護職員：1人以上必要数

通所サービスのサービス単価及び利用回数等について

区分	介護予防相当通所サービス (現行相当サービス)	基準緩和型通所サービス (指定事業者)	基準緩和型通所サービス (委託事業者)
利用回数	要支援1・事業対象者→週1回を目安 要支援2→週2回を目安	週1回とする。	週1回とする。
提供時間	ケアマネジメントに基づく	ケアマネジメントに基づく ※但し、最低3時間以上サービスの提供を行うこととする。	1回につき概ね3時間程度 ※送迎時間は含まない。
サービス単価	要支援1・事業対象者→16,470円/月 要支援2→33,770円/月	12,000円/月 ※日割り請求有	2,640円/回
加算	従前の介護予防通所介護と同様の加算体系	加算無し	加算無し
利用者負担	サービス費の1割 ※一定以上の所得がある場合2割	サービス費の1割 ※一定以上の所得がある場合2割	サービス費の1割 ※一定以上の所得がある場合2割
サービスコード	A5 みなし指定事業者 A6 平成27年4月1日以降の指定事業者	A7	—
請求方法	国保連合会へ請求	国保連合会へ請求	市へ直接請求
ケアマネジメント	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB	ケアマネジメントB
限度額管理	○	○	対象外
高額介護サービス	○	○	対象外
生活保護の介護扶助	○	○	○